

## 補完貸付先の承認取消しにかかる予告措置の概要

日本銀行は、補完貸付制度における貸付先が、その承認基準として定められている自己資本比率を満たさなくなった場合、同比率の水準等<sup>(注1)</sup>に応じ、別表のとおり貸付先の承認の取消しまたはその予告措置を講じます。

なお、予告措置を講じた場合の取扱いは以下のとおりです。

- ① 予告期間中に承認基準を満たしたと認められる場合には、予告を取消します（この場合、貸付先の承認は維持されます。）。
- ② 予告期間中に承認基準を満たす可能性がなくなると認められる場合には、その時点で貸付先の承認取消しを行います。
- ③ 予告期間中に承認基準を満たさなかったと認められる場合には、予告後 6 か月を経過した時点で貸付先の承認取消しを行います。

## 別表

(a) 金融機関のうち国際統一基準適用先、金融商品取引業者のうち川上連結先<sup>(注2)</sup> および (c) 以外の外国銀行

直近の自己資本（規制）比率	6ヶ月以内の自己資本（規制）比率の見込み	措置の内容
普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上	—	貸付先の承認を維持
普通株式等Tier 1比率4.5%未満1.13%以上、Tier 1比率6%未満1.5%以上または総自己資本比率8%未満2%以上	普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を取消
普通株式等Tier 1比率1.13%未満、Tier 1比率1.5%または総自己資本比率2%未満	—	

但し、上記表内の数値に関し、2013年3月31日から起算して2年を経過するまでの間については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。

2013年3月31日から2014年3月30日までの期間	4.5	3.5
	6	4.5
	1.13	0.88
	1.5	1.13
2014年3月31日から2015年3月30日までの期間	4.5	4
	6	5.5
	1.13	1
	1.5	1.38

(b) 金融機関のうち国内基準適用先

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の自己資本比率の見込み	措置の内容
4%以上	—	貸付先の承認を維持
4%未満 1%以上	4%以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	4%以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
1%未満	—	

(c) 外国銀行のうちその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の自己資本比率の見込み	措置の内容
8%以上	—	貸付先の承認を維持
8%未満2%以上	8%以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	8%以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
2%未満	—	

(d) 金融商品取引業者、証券金融会社および短資業者

直近の自己資本(規制)比率	6ヶ月以内の自己資本(規制)比率の見込み	措置の内容
200%以上	—	貸付先の承認を維持
200%未満 100%以上	200%以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	200%以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
100%未満	—	

(注1) 数値基準のほか、流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力が十分でないと思われる特段の事情がないことも判断材料とする。

(注2) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社である場合(バーゼル基準採用先)には、最終指定親会社にかかる連結自己資本規制比率。この場合、自己資本規制比率の要件のほか、流動性リスク管理が適切と認められないときも、貸付先の承認取消しの予告または承認取消しを行います。なお、このケースに該当する金融商品取引業者の単体および川下連結自己資本規制比率は(d)の基準に従います。